

記入例

令和2年中の主たる生計維持者の収入見込額申出書

記入日 令和2年〇月×日

「主たる生計維持者」とは基本的に「その世帯の世帯主」のことをいいます。 ださい。

公 何れかの収入の減少割合が30%以上でないと減免の対象となりません。

主たる生計維持者氏名 〇〇 △△ 被保険者番号

同一世帯の被保険者氏名 〇〇 ×× 〇*****

後期高齢者医療保険の被保険者番号を記入してください。主たる生計維持者が被保険者の場合も、記入してください。

〇*****

この用紙で申し出る収入の種類に✓をつけてください。収入の減少割合が30%以上の収入の種類ごとに1枚ずつ記入してください。

査のために、賦課期日における被保険者が属す
税務申告などを参考に記入してください。

【この用紙で申し出る収入の種類に☑を付けてください】

減少が見込まれる収入の種類ごとに作成してください。

☑事業 / ☐不動産 / ☐山林 / ☐給与

業種名・屋号

飲食店業 ◆◆◆◆

【事業の廃止・失業の場合は該当するものに☑を付け

☐事業の廃止 / ☐失業

実績もしくは見込の収入額を記入してください。
※収入は補填額を除いて税務申告と同じ考え方で計上してください。

月別	実績・見込の別	収入額 (A)	補填額 (B)	月別計 (A) + (B)
令和2年1月	☑実績 / ☐見込	250,154円	円	250,154円
令和2年2月	☑実績 / ☐見込	220,253円	円	220,253円
令和2年3月	☑実績 / ☐見込	151,296円	円	151,296円
令和2年4月	☑実績 / ☐見込	0円	円	0円
令和2年5月	☑実績 / ☐見込	34,689円	円	34,689円
令和2年6月	☐実績 / ☑見込	131,000円	円	131,000円
令和2年7月	☐実績 / ☑見込	131,000円	円	131,000円
令和2年8月	☐実績 / ☑見込	131,000円	円	131,000円
令和2年9月	☐実績 / ☑見込	131,000円	円	131,000円
令和2年10月	☐実績 / ☑見込	131,000円	円	131,000円
令和2年11月	☐実績 / ☑見込	131,000円	円	131,000円
令和2年12月	☐実績 / ☑見込	131,000円	円	131,000円

保険金、損害賠償などで補填される金額がある場合は、「補填額」欄に記入して右記の「月別計」欄で収入額に加算してください。

※国や自治体から支給されるもの(持続化給付金・休業要請協力金・特別定額給付金等)は含めません。

②令和2年中の収入見込額合計 1,573,392円

○国や各自治体から支給される各種給付金は補填額に含めません。

税務申告(確定申告や住民税申告)書類を確認し、この用紙で申し出る収入種類の令和元年份(平成31年1月1日~令和2年12月31日)の収入額を記入してください。

見込む

月別収入額に掛けて未到来月の収入額を見込む

場合でも合理的、客観的な方法により見込んでください。

収入見込額合計を転記してください。

の減少割合を計算してください】

①令和元年 収入額計	②令和2年中の 収入見込額計	③減収割合 (①-②) ÷ ① × 100
円 3,285,457	円 1,573,392	% 53

③の計算式により減収割合を求めてください。
(小数点以下切り上げ)

裏面あり

備考欄

(どのような方法で収入額を見込んだかなどを記入ください。)

(例 1) 令和 2 年 1 月から 5 月までは実績とし、令和 2 年 6 月から 1 2 月までは令和 2 年の月別収入実績の平均額として収入額と見込みました。

(例 2) 令和 2 年 1 月から 5 月までは実績とし、令和 2 年 6 月から 1 2 月までは令和元年の月別収入実績の 60% として収入額を見込みました。

収入の見込額を計算した方法を記入してください。見込方法に決まりはありませんが、合理的・客観的な方法により見通しを立ててください。

添付書類

ア. 事業、不動産、山林収入の減少の場合

(令和元年中の収入額・所得額がわかるもの)

・所得税確定申告書、住民税申告書の写し ・収支内訳書、青色申告決算書の写し 等

(令和 2 年中の収入実績額がわかるもの)

・月ごとにまとめた帳簿類や通帳の写し等

イ. 給与収入の減少の場合

(令和元年分の収入額がわかるもの)

・令和元年分給与所得の源泉徴収票等

(令和 2 年中の収入実績額がわかるもの)

・令和 2 年 1 月～直近までの給与明細等 (賞与を含む)

ウ. 事業の廃止、失業の場合

(事業を廃止、失業したことがわかるもの)

・廃業届、離職票等

エ. 保険金、損害賠償等により補填されるべき金額がある場合

・その補填されるべき金額を証明するもの

オ. その他必要と認められるもの